

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7(2025)年 6月 9日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県清須市寺野花笠100番地	
氏 名 麒麟麦酒株式会社 名古屋工場	
工場長 萱場 英樹	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 052-400-5351	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	麒麟麦酒株式会社 名古屋工場
事業場の所在地	愛知県清須市寺野花笠100番地
計画期間	令和7(2025)年4月1日～令和8(2026)年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	10：飲料・たばこ・飼料製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 8,303,021万円／年
③ 従業員数	177人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥(余剰汚泥)→自己中間処理で脱水後、中間処理業者に委託して、肥料原料として再資源化。 汚泥(廃棄珪藻土)→自己中間処理で脱水後、中間処理業者に委託して、セメント原料、肥料原料として再資源化。 汚泥(熱処理酵母)→客先へ運搬後販売する。飼料として再資源化。 廃プラスチック類→中間処理業者に委託して、再生原料・RPF燃料・建設材料として再資源化。 動植物性残さ→中間処理業者に委託して、肥料原料として再資源化。 中間処理業者に委託して、再生可能エネルギー化。 木くず →中間処理業者に委託して、製紙原料・製紙燃料として再資源化。 ガラスくず →再生処理業者に委託して破碎後、びん原料として再資源化。 →中間処理業者に委託して焼却後、建設材料として再資源化。 蛍光灯→中間処理業者に委託して破碎後、それぞれ再資源化。 乾電池→中間処理業者に委託して選別後、それぞれ再資源化。 廃油 →中間処理業者に委託して焼却し、熱回収する。 製品廃棄ビール類→内容液は廃酸・廃アルカリとして自社排水処理場で生物処理。空容器(びん・缶・段ボール等)はそれぞれ再生処理業者に引渡し再資源化。空容器(廃プラ類)は、中間処理業者に委託して、RPF燃料化。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

工場長

↓
エンジニアリング・環境安全担当部長（廃棄物管理責任者）

└─ 廃棄物担当者（主管担当、特別管理産業廃棄物管理責任者、産業廃棄物処理委託契約書締結、処理委託先現地確認、発生者責任）

└─ 醸造エネルギー担当（産業廃棄物処理施設技術管理者、産業廃棄物処理責任者、発生者責任）

└─ 総務広報担当、パッケージング担当（パッケ・物流）、品質保証室 【発生者責任】

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排 出 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・継続して工程管理レベル向上による廃棄物発生量の削減に取り組む。 ・ビールろ過方法変更により汚泥（廃棄珪藻土）発生量の削減が定着した。 ・設備管理レベル向上を図り、設備トラブル由来の廃棄物発生抑制に努める。 ・ストレッチフィルムの汚れ具合を確認し、有価売却可能な廃プラ類を増やす。		
	【目標】 別紙のとおり		
② 計画	産業廃棄物の種類	—	—
	排 出 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・使用済P箱はリサイクル原料になっているため、有償物とする運用に変更する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・処理委託先の受入基準に従い、廃プラ類の分別を徹底している。 ・蛍光灯は処理委託先の要請により飛散防止膜付着品を分別している。 ・ボタン（コイン型）電池は発火防止の為、絶縁して排出している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラ類：RTD製造により発生する包材は、引き続き、処理受入れ先の受入条件に合わせて、洗浄や分別を実施する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・ 特になし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・ 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	58,108 t	526 t
	(これまでに実施した取組) ・ 排水余剰汚泥・廃棄珪藻土については、自社で脱水処理を行い減量化している。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	63,064 t	600 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 排水余剰汚泥、廃棄珪藻土の「自ら中間処理」を継続する。 ・ 戻入手続き後の製品廃棄ビール等を自社排水処理場で生物処理する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・再資源化、再生につながる処理業者への処理委託を継続する。 ・産廃処理委託先の現地確認を継続して実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

①現状【前年度（令和6年度）実績】

②計画【目標】

①現状【前年度（令和6年度）実績】

②計画【目標】

[illegible]